

舞鶴市公共工事前金払事務取扱要領

平成25年3月21日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、舞鶴市が発注する公共工事(公共工事前金払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。))第2条第1項に規定する公共工事をいう。)の前金払に関し、舞鶴市会計規則(昭和39年舞鶴市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象となる経費等)

第2条 規則第48条第1項ただし書の請負代金額は、当初契約の請負代金額とする。

2 前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(前金払の割合)

第3条 前金払の割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 土木建築に関する工事(次号に該当するものを除く。)にあつては請負代金額の10分の4以内とする。

(2) 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造並びに測量にあつては請負代金額の10分の3以内とする。

2 前項第1号に掲げる工事で次の各号のいずれにも該当するものについては、既に実施している前金払に追加して前金払(以下「中間前金払」という。)を行うことができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表によって工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 前項の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、既に支払った前払金との合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

4 第1項及び前項において1万円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額を切り捨てるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第4条 中間前金払ができる場合において、中間前金払又は部分払のいずれを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。

2 受注者は、中間前金払の請求を行ったときは、さらに部分払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、舞鶴市工事請負契約約款(平成9年告示第39号。以下「約款」という。))第38条は適用しないものとする。ただし、第5条及び第6条に規定する年度を超えて施工する必要のある工事の場合は、各年度末の部分払に限り約款第38条を適用するものとする。

3 受注者は、部分払の請求(前項ただし書に規定する場合において部分払を請求するときを除く。)を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることができないものとする。この場合には、当該契約において、約款第35条第3項及び第4項は適用しないものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第5条 受注者は、債務負担行為に係る契約については、当該会計年度の出来高予定額を対象

として前金払及び中間前金払の請求をすることができる。

- 2 受注者が中間前金払を選択した場合においても、各会計年度の出来高予定額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る当該年度末（当該年度末における請負代金相当額が、当該会計年度までの出来高予定額に達しないときは、当該年度末及び請負代金相当額が当該出来高予定額に達した時点。）の出来高に対する部分払を行うことができるものとする。
- 3 債務負担行為に係る契約においては、第3条第2項の「工期」を「当該会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間」と、「既に行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて適用するものとする。

（繰越工事の特例）

第6条 中間前金払を行った工事において、受注者の責めに帰すことができない事由によって年度内に完成することができず、繰越となるものについては、当該年度末の工事出来高が3分の2以上の場合は、部分払を行うことができるものとする。

（前金払の請求等）

- 第7条 前払金及び中間前金払の支払いを受けようとする受注者は、当該請求書に、法第2条第4項に規定する保証事業会社の前払金保証証書の原本を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項の中間前金払に関して、受注者は、あらかじめ次条に規定する中間前金払に係る認定を受けなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

（中間前金払に係る認定）

- 第8条 中間前金払に係る認定を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書（様式第1号）に約款第11条に基づく月別工事履行報告書を添えて、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の請求を受けた場合には、月別工事履行報告書及び工程表により第3条第2項に規定する要件を満たしていることを確認するものとする。
 - 3 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合には、当該数値の根拠となる資料の提出を求め、詳細な調査を行うことができるものとする。
 - 4 発注者は、第2項の調査において、中間前金払が妥当と認められるときは、認定調書（様式第2号）によって受注者に通知するものとする。
 - 5 前項の通知は、当該申請を受理した日から7日以内に行うものとする。ただし、特別な事情があり期間内に通知がでない場合にあつては、当該期間を延長することができるものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

この要領は平成25年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結した工事から適用する。

附 則

（施行期日等）

この要領は平成28年6月1日から施行し、同日以降に入札を行うものから適用する。

中間前金払認定請求書

工 事 名 及び 工事番号	
工事場所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
<p>上記の工事について、舞鶴市工事請負契約約款第35条第4項に基づいて中間前金払の認定を請求します。</p> <p>なお、本工事に関し「舞鶴市公共工事前金払事務取扱要領」第5条及び第6条の特例による場合を除き、部分払の請求はいたしません。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>舞鶴市長 様</p>	

注1 舞鶴市工事請負契約約款第11条に基づく「月別工事履行報告書」（様式:舞鶴市工事共通仕様書2-3）を添付すること。

2 債務負担行為に係る契約においては、「工期」を「当該会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間」と、「請負代金の額」を「当該会計年度における出来高予定額」と読み替える。

認 定 調 書

契約の相手方	
工 事 名 及び 工事番号	
工事場所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
摘 要	
<p>上記の工事についてはその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する（認定しない）。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">舞鶴市長 ㊟</p>	